

近世林業における商人請負と林業労働力

脇野博

はじめに

近世の材木生産は、領主の御用材に限ってみれば、①領主の直営、②材木商人による請負、という二つの形態に大別できる。筆者は、木曾林業を取り上げ、①の形態についてかつて考察を加え、領主が編成した材木生産の稼業組織に、大径材の伐出技術を有する労働力が組み込まれたことを明らかにした^①。この場合は、木曾の地元が存在する労働力を丸抱えすることが可能であったゆえに、領主による稼業組織の編成が可能であったといえよう。つまり、林業労働力の形態と、材木生産の実現の仕方が密接に関係していたことを指摘した。そこで、この問題についてさらに検討を加える必要がある。材木商人による請負の場合を取り上げ、もう少し事例の分析の積み重ねを試みたいと思う。

本稿では、甲州と武州における御用材伐出の事例を取り上げ、材木商人請負のもとでの伐出労働力の形態を検討し、伐出技術に留意しつつ、それらの労働力の編成の特徴を大雑把に把握することにする。

ここでは、近世後期の甲州における御用材伐出を取り上げて検討したい。

武州秩父郡新大瀧村の名主瀧治は、天保年間に、江戸の材木商人栖原屋角兵衛と組んで、熊野三山修復に公儀が寄付する御用材の伐出を請負った。両者は、瀧治の居村の大瀧山の百姓稼山をはじめとして、上州・相州・甲州の百姓稼山（百姓持山）の立木を買い取り、伐出した。

ここでまず、農民である瀧治の立場であるが、「瀧治儀、今般上州甘楽郡栖原村碓氷郡権田村、甲州富士川筋山附村々、信州天龍川筋山附村々、駿州富士郡山附村々、良材有之諸所御材木伐出場所対談見届ニ罷越度^②」、或いは「瀧治義、諸所御材木伐出場所罷越各手配仕置^③」とあるように、材木買請の交渉や伐出準備の手配という伐出稼業の根幹に関わっており、山方の材木商人として栖原屋と組んで伐出を請負ったといえよう。

次に、瀧治・栖原屋がどのような形態をもって稼業していたかについてみておこう。天保二（一八三一）年の秩父大瀧山の伐出では、運材場

所取締の請証文に、「人足日雇方支配人」、人足日雇方「場所見廻代」、
「御材木川下ヶ水先見廻代」、御材木川下ヶ「木取見廻代」という職掌
がみられ、作業の管理・監督のための組織が存在したことがわかる。ま
た、両者による請負とは別の事例であるが、安政七（一八六〇）年に新
大瀧村の名主儀兵衛等が、大瀧山の御林から御用材伐出を請負った時は、
「会所詰式拾人」とあるように会所が置かれている。一般的にも言える
ことであるが、材木商人による御用材伐出においては、作業の指揮・管
理・監督をするための稼業組織が設けられており、瀧治・栖原屋の請負
の場合も同様であったといえよう。

さて、天保四（一八三三）年、両者は甲州巨摩郡芦倉村の惣百姓持山
である野呂川山から御用材伐出を請負うが、その過程で隣接する幕府御
林からの御用材伐出をも計画した。次に、奉行所・代官所へ提出された
請負願書を掲げておく。

乍恐以書付奉願上候

伊奈半左衛門御代官所武州秩父郡新大瀧村名主瀧治、本湊町栖原屋角
兵衛紀州住宅ニ付店支配人元兵衛煩ニ付代長七、右両人奉申上候、甲
州巨摩郡芦倉村惣百姓持山字野呂川山梅樅赤松買請其段奉願上候所、
山口鉄五郎様御役所江御達被成下置、依之瀧治并下代杣日雇人足共彼
地ニ罷在数日道造小屋掛橋之掛渡、同国市川御陣屋御同人様御役所江
御願申上候所、当已八月十七日右村御林并百姓山為御見分中嶋林蔵様
御出役被成、翌十八日名主長百姓組頭百姓代御案内仕、瀧治并下代杣

日雇其外人足共立会见廻候様被仰付、御林境見届御見分之上極印境目
通立木江御打入境立相済、入山角取相始申候、引続御川舩被成下置難
有奉存候、（中略）、今般私共儀右村方百姓持山買請、右野呂川山御
林統々御材木伐出候ニ付、道橋小屋々等も出来御通行も輒く相成候、
然処御林山土地柄故平日霧晴候天氣少く山癖相付自然与疵木勝ニ相成
御損木ニ可相成木品今般御見分被成下置御伐出被仰付被下置候ハ、
老木疵木志ん痛志ん割其外木癖相付候木品挽割削落疵を去上々材ニ角
取御蔵納可仕候、私共是迄年来御用木御伐出し被仰付冥加至極難有仕
合骨髓ニ徹し罷在候間、損益を不顧恐多御儀ニ御座候得共、御益第一
一図ニ存込御願奉申上候、右御材木伐出し方諸入用諸掛り等成丈省略、
仕、杣日雇等之儀右御林最寄甲州之内ハ重々抱入、私共召抱置候下代
杣木挽入足差加江、江戸廻し方入用手薄ニ相成候様手段勘弁仕、御材
木御仕入永悉下直々相積別紙帳面組立奉願上候、御請負方之儀ハ上州
御荷鉾山御林木伐出御請仕候積を以御伐出し被仰付度御願奉申上候、
右野呂川山御林之儀ハ御関納与申遠所高山難所難深難河を猶奥深く入
込御材木伐出之儀ニ付容易之場所ニハ無御座候得共、先達テ御出役様
御見分御座候節、御林内見廻り木証見届ケ候処、諸山ニ勝連稀成上木
ニ付角取旁念入疵を去り角取候ハ、誠ニ上々材ニ可相成与見込、右御
材木御蔵納仕候ハ、誠ニ御益ニ罷成候御儀与奉存候、前書奉申上候右
百姓持山ハ伐出之御材木一同伐添、当已亥迄七ヶ年季ニ伐出し江戸
廻し御蔵納被仰付被下置候ハ、当時小屋掛道橋諸道具等を其儘相用
候得ハ諸入用之足合ニ茂相成、且米塩噌引取方甲信伊奈郡最寄村々ハ

諸荷物引取候ニ付諸駄賃等茂有之候ニ付、殊ニ此節夫食申直之節ニ御座候所、御林伐出被仰付候ハ、麓村方始一統格別臨時潤助ニ相成、私共儀ハ勿論永御用相勤冥加ニ相叶無此上も御仁恵与難有仕合ニ奉存候、何卒早速御見分被成下置、右願之通御聞濟被成下置度奉願上候、以上

天保四巳年

伊奈半左衛門御代官所

十月三日

武州秩父郡新大瀧村

願人 名主 瀧治

本湊町栖原屋角兵衛紀州住宅ニ付

御奉行所様

店支配人元兵衛煩ニ付代 長七

前書之通土方出雲守様御奉行所江昨三日 奉願上候ニ付、写を以御届

奉申上候、以上

巳十月四日

右 瀧治

伊奈半左衛門様御役所

右同文言 山口鉄五郎様御役所江茂御届申上置候

この願書によれば、瀧治と栖原屋の両者は、野呂川の奥深い場所にある御林の立木のなかの疵木に目を付け、本来は伐出が困難で莫大な経費を要する場所ではあるものの、自分達が現在稼業中の施設・労働力を利用すれば安い経費で伐出が可能であり、かつ造材を丁寧に行えば疵木も高品質の材木にでき、十分に採算がとれるという見通しをもって、御林の原木の払い下げを目論んでいた。なお、伐出する材木は長さ二〜四間の角材という大径材であり、さらに十一月八日の願書に「山方ニおゐる御

材木出し候道・棧手・修羅其外仕懸ケ、要用之木品来春早々取懸リ伐取候得は」とあるように、山出しの際に棧手や修羅などの運材装置が用いられることになっていたことに留意しておきたい。

さて、この伐出に必要な労働力についてみると、「杣日雇等之儀右御林最寄甲州之内ノ重々抱入、私共召抱置候下代杣木挽人足差加江江戸廻し方入手薄ニ相成候様手段勤弁仕」と、伐出地周辺から労働力を雇入れ、さらに既に稼業している百姓持山の伐出に携わっている労働力を投入することによって、運材コストを下げる事ができるとしている。そこで、百姓持山での伐出の労働力についてみると、地元の杣・日雇(日用)が含まれていることが、次の天保五(一八三四)年三月七日の願書から知ることができる。

乍恐以書付奉願上候

(前略) 去ル巳年中甲州巨摩郡芦倉村百姓持山買請、其段奉申上御代官山口鉄五郎様御役所江御達シ被成下置、同御役所御出役御見分相済御材木角取中ニ御座候処、今般右山元芦倉村名主忠五郎長百姓清三郎兩人出府仕申決候者、去巳年田方違作ニ而國中米麦払底ニ付、御木伐出方休山被 仰付旨郡中惣代を以御支配御役所江願出シ候趣ニ有之候元来当村多年困窮之村方ニテ取統兼候折柄、幸ひ御材木伐出シ相成候儀ニ付、杣日雇は勿論駄賃稼之儀を以去巳年違作之年柄をも相凌候次第之処、休山相成而は忽当日之稼失ひ飢饉之患眼前儀ニ付、何様ニも請負人之作略を以休山不相成様取計呉候様申之来候、(後略)

右の文面によれば、休山によって御材木伐出が中止されると、芦倉村の農民が杣・日雇等の稼ぎができなくなることが主張されており、ここから伐出地元の杣・日雇等の労働者が雇われていたことがわかる。また、野呂川山御林での伐出についても、「右芦倉村惣百姓ハ杣日雇相勤或ハ米塩増持運び賃銭等取候ハ、格別之潤助」とあるように、芦倉村の百姓が携わることになっていた。

以上のように、甲州野呂川山からの御用材伐出に必要な労働力の調達には、請負人の瀧治・栖原屋が伐出地域の林業労働者を雇うという形態で実現されるものであった。では、この形態を可能にした条件は何であったかを、この地域の林業労働者に即して検討してみよう。

ここでは、芦倉村の史料が手元にならない為に、野呂川下流の早川入一八ヶ村と呼ばれる近隣村落の労働者を取りあげる。まず、次に掲げる天保二(一八三一)年三月の杣木挽職分定によれば、右の早川入の村々には、杣木挽仲間が存在し、合計一六九人の杣・木挽がいた。

杣木挽職分定之事

- ①一、御公儀様御法度筋博奕賭之勝負等不仕様、皆相慎ミ可申候事
- ②一、御年貢御上納為手当、百姓仲間稼ニ他所他国江罷出渡世仕候節も、他人江対し不法重敷之儀無之様可仕事
- ③一、職分之儀は定式も有之候得共、セリ合候様成儀無之様ニ可仕、万一他組之者セリ合候成儀も御座候ハ、主筋之行用江相断可及評

議事

④一、師匠も不取右渡世仕候もの御座候へば、仲間目通りニ而は稼為致申間敷事

⑤一、角取厘代挽通り等之儀も、先年より猥ニ相成候へば、以来先年定り之通り安直段ニ而稼いたし候もの御座候ハ、見付次第道具預り置、其筋之行用江相断、仲間之可及評議ニ事

⑥一、弟子取之義年季三ヶ年ニ相定メ、取分一通り道具相渡し可申候、尤頼弟子相願候ハ、老ヶ年ニ甲式分宛、三ヶ年ニ老両式分納金可為致候、然処道具之義は忝品成共相讓申間敷事

⑦一、稼賃銀之義無筋ニ被差滞候様成義も御座候ハ、其筋之行用江相達、仲間之評議可請事、惣じ而御公辺ニも相成候成義は惣連中評議之上可及御出訴ニ候之事

⑧一、早川入拾八ヶ村杣木挽職分之者一統禁方相定候て、早川入村々之義は谷間覆掛り薄地之場所ニ御座候へば、御年貢御上納は勿論、夫喰為買入と百姓仲間には右稼之者多分御座候へば、他人江対し不法かさつ不埒之もの御座候而は行々渡世之障りも相成候

⑨一、□取究メ候へは早川入拾八ヶ村職分前書之連名帳江も不相載、右職稼いたし候者御座候得バ見付次第差押へ、道具相預り其筋之行用江相断、右職分為致申間敷事

右職分為堅固之年々正月五日ニ太子講日待いたし最寄ヲ以組合相定行用相立、旧例は勿論、年内之取究メ仕連印定メ書之義は最寄組合行用之もの相預り可申候事

天保二年卯三月五日

早川入拾八ヶ村

杣木挽 仲間中

高住村五人惣代 茂兵衛

赤沢村六人惣代 与右衛門

小繩村七人惣代 弥七

初鹿島村五人惣代 徳之丞

樽坪村七人惣代 彦右衛門

笹走村九人惣代 重良右衛門

千須和村拾式人惣代 玉之丞

葉袋村六人惣代 市右衛門

塩之上村拾四人惣代 民蔵

古屋村八人惣代 善蔵

京ヶ島村式人惣代 権右衛門

草塩村式人惣代 忠兵衛

早川村拾四人惣代 源蔵

大原野村五人惣代 庄蔵

西之宮村八人惣代 四良右衛門

黒桂村式人惣代 茂兵衛

保村拾式人惣代 繁蔵

雨畑村四拾四人惣代 喜八・作右衛門

大島村壹人惣代 善蔵

右之趣御被見之上村御連中様江茂得ト為読聞御順行可被下候様奉

願上候

この職分定の内容をみると、②条・⑧条からは、杣・木挽は農間稼ぎであるとされ、彼等が半農半職であったこと、さらに他国へ出稼ぎもしていたことがわかる。④条・⑤条・⑥条・⑨条からは、徒弟制度が存在したこと、また道具は本人が所持していたことがわかる。右のように、彼等が徒弟制度を持ち、自らの道具を所持し、そして同業仲間を結成していることは、この地域の杣・木挽は農業を営んではいたものの、「角取厘代挽通り」という専門の技術を持つ職人であったことを示している。

次に、明和九（一七七二）年、江戸の材木商人尾張太忠が御用材伐出を請負った時に、小谷下げ・川下げを請負った日雇頭の請負証文から、日雇の存在についてみておこう。証文では、赤沢村の名主が、日雇頭政之丞の請人になっていいることから、政之丞は赤沢村の者であることがわかる。したがって、この地域には御用材の運材を行う日雇頭及び日雇が存在したことも確認できる。

請負申日雇組証文之事

一、此度甲州八代郡湯之奥村百姓持林並最寄持林より御用木伐出し尾張太忠殿御請負被仰付、最寄持林之内、当赤沢伐出之儀貴殿下請負被成候ニ付、此政之丞と申者慥成者ニ御座候故、私請人ニ相立、式拾五人組二而一組御請負申、則為御普請金拾兩唯今御借し被下、慥ニ請取申候所実正に御座候

御山内江入込小遣ひ金等は頭一判ニ而御借可被下候、燃ル上は請方上手日雇相揆御差図之日限ニ無相違召連レ山入仕、不限昼夜御奉公急度為相勤可申候、若組内ニ不入御意候者有之候ハ、何人ニ而も早速雇入替為相勤可申候、勿論老人子供決而雇入仕間敷候

(中略)

右之通り御請負仕候上は、如何様之儀御座候共、組之申合徒党ヶ間敷儀一切仕間敷候而、御差図次第無違背急度相勤可申候、猶又御勘定之節借返金有之候ハ、請人方より返済可仕候、此政之丞一統二付、何方より茂聊構出入無之候、万一如何様之六ヶ敷申懸ヶ候者有之候

共、請人何方迄茂罷出急度埒明、貴殿江対し少も御苦勞相懸ケ申間敷候、為後証日雇請狀、仍如件

明和九年辰十月

頭 政之丞

飯富村 忠右衛門殿

前書之通相違無御座候、以上

辰十月

赤沢村 名主

右日雇政之丞組証文取之候、依而本紙差出置申候、以上

辰十月

飯富村 忠右衛門

以上のように、野呂川・早川流域の村々には、大径材である御用材を伐出する技術を有する労務者が存在しており、伐出を請負った材木商人達は彼等を雇入れる、即ち現地で林業労働力を調達することができたのである。瀧治・栖原屋が困難とされる御林からの御用材伐出の計画をたてることができたことも、地元の労働力を用いることで伐出費用を低コストに押えられるという条件があったからであり、大径材伐出技術を有する労働力が地元存在したということが、まず彼等の計画の大前提としてあったのである。

二

次に、甲州とは対照的な事例について検討したい。対象地域は、武州秩父郡にある幕府の大瀧・中津川御林地域であり、先述した瀧治の居村もここに位置している。なお当該地域での材木生産については、貝塚和

実氏の詳細な研究¹³⁾があるので、本稿では伐出労働力にしばって検討を加えない。

嘉永三(一八五〇)年、前出の材木商人栖原屋角兵衛が請負った百姓稼山における御用材伐出では、雇入れた杣・日用があらかじめ定められた伐木場所の境界を越えて伐木した為に、御林守である村方と争論になった。沿口証文によれば、越境して伐木した原因は「杣日雇人足共木増飛驒其外遠国ノ土地不案内之者共ニ而伐木致候¹⁴⁾」であり、禁伐区域である御林内への伐り込みを、御林守の村方としてはもっとも危惧していた為に争論になった。

右のように、百姓の林野利用の為に御林内に特別に設けられた百姓稼山での御用材伐出では、他所の杣・日用が地理不案内ゆえに、禁伐区域である御林内の立木をも伐る危険性は常にあったとみえ、次のように村方と請負人との間での争論や交渉は絶えなかった。寛政三(一七九一)年の伐出では、請負人が「他国杣日雇大勢召抱、御林内稼山ニ被下置候場所ニ而根伐角採¹⁵⁾しようとしたところ、御林守の百姓達が「御林内江手人之儀茂難計後難奉恐入候」為に、手遅れにならないうちに請負人を取調て欲しい旨を御役所へ願ひ出ている¹⁶⁾。また、文久二(一八六二)年の伐出では、「御林山境界有之場所伐木いたし候処、右職人共者遠国ノ多人数入込境界不相弁候趣、右善右衛門殿代助次郎殿申談有之」為に、予防策として「境界外売木之内壺本通村方人足之内相弁候者相撰伐取、右伐株江目印書付¹⁷⁾」ることを、議定書で取り極めている。

右のことから、御用材伐出の労働力には、他所の杣・日用が含まれて

いたことが明らかになったが、今少し彼等についてみておこう。百姓稼山の立木を材木商人に御用木として売り渡す際の証文には、「御伐出中、杣日雇諸職人御雇人之義者、何国成与も弁利宜敷様御勝手次第第二御雇人可被成候¹⁸⁾」といった類いの文言がしばしば見受けられ、安永七(一七七八)年の伐出では、木曾の日雇頭九郎右衛門が日用組をもって運材を請負った事実を確認できる¹⁹⁾。さらにこの時の運材では、多くの日用が他所から出稼ぎに来ていたことを、次の史料から知ることができる²⁰⁾。

中津川山之儀ハ、三月晦日江川着木仕、御材木無残江戸入津為仕候得共、未日雇人足三百人余勘定金相渡し不申候故、日々徒ニ為遊置候ニ付賃銀并木錢米代日々失墜仕、其上私共儀ハ日用共頭役ニ御座候得ハ、賃銀受取帰国仕度旨頻りに催促仕候、尤日用共之儀茂面々百姓之儀ニ御座候ハ、当時麦収納仕付時ニ而空敷滞留仕候儀難儀奉存候

右の史料は、出稼ぎ日用の姿を知る上でも興味深いものだが、「帰国仕度」即ち他所の日用が三百人余もいた。

天保一五(一八四四)年、古大瀧村の民弥等は御用材伐出を計画し、願書の中で伐出労働力について次のように述べている²¹⁾。

乍恐以書付奉願候

武州秩父郡大瀧山字大洞谷百姓稼山

一、檜槻梅樅赤松栗杉

古大瀧村

御伐出願

願人名主 民弥

(中略)

右口々御伐出方奉願上、御伐木者諸木寸間梅樅桂并檜杉黒部姫小松板とも此又寸尺奉書上、角物板共両様御仕入御代永共別帳を以当九月中乍恐御用御出役先江奉願上儀ニ御座候

且三峰山観音院檜献木仕候ニ付、右御用材根伐角取山出川下筏組江戸廻猿江御倉納迄御日積御請負私共一式被 仰付、右者御日限無遅滞先月中首尾能御倉納仕、誠ニ無此上茂難有御義ニ奉存候、然所右伐出中抱置候諸人足共之義ハ飛驒国高山辺信州木曾路或者武州青梅筋其外所々雇人候義ニ付此節夫々帰国可仕趣、然ニ先般御願奉申上置候口々格別之以御慈悲願之通り御用被為仰付被下置候御義ニ御座候得者、誠ニ冥加至極重々難有御義ニ奉存、仍而者前段諸人足とも其儘直々入山仕度、左候得ハ抄取方弁利格別宜敷可相成御儀ニ候ハ、乍恐御賢慮被成下置御憐愍を以此段御下知蒙仰候様、偏ニ御慈悲之御沙汰奉願上候、以上

天保十五辰年十一月

右 民弥[㊦]

弥右衛門代兼

右 大助[㊦]

御勘定御吟味方御下役 内田惣助 様

御普請御役 川嶋小七郎 様

民弥等は先月終了した三峰山観音院献木の伐出で飛騨や木曾等から雇入れた諸人足¹¹ 杣・日用を帰国させず、「其儘直々入山」させることによつて、「抄取方弁利格別宜敷」つまり百姓稼山での御用材伐出を無駄なく行えることを主張している。これは要するに、伐出においては他所の杣・日用を必要としなければならなかった立場に、民弥等が置かれていたことを意味している。伐出コストの低減という理由は同じにして、先に述べた甲州での瀧治と栖原屋の労働力調達とは対照的である。

今まで述べてきたことから、御用材伐出においては、他所の労働力が積極的に雇用されていたことを指摘できる。そこで、なぜ他所の労働力を雇入れたのか、その理由を考えてみたい。

御用材伐出においては、「御用材、根伐・角取・山出・川下・筏組、江戸廻²²」、つまり山で伐木(根伐)・造材(角取)した材木を山から水流の在る場所まで運び下ろし、水流を利用して流し、筏を組める所からは筏で江戸まで流送するという工程が一般的であった。御用材造材における「角取」は丸太から角材を造ることであったが、文化一一(一八一四)年の古大瀧村明細帳の御林の項には、新大瀧村名主瀧治等が「御請負仕御材木伐出候ニ付、格別之大木無御座候²³」、或は弘化三(一八四二)年の御林日記には「檜大材之分不残買請²⁴」、「神塚森檜大材并大久保妙見之森檜²⁵」と記述されているように、御用材は先述の甲州と同様に大径材(具体的には長尺の角物が中心)であった。この「角取」と呼ばれた造材方法は、木曾・飛騨等の例はもとより一般的には斧を用いて原木を削って造るものである。

運材についてみると、例えば、宝歴一一(一七六一)年の伐出の願書には、次のように運材の方法が具体的に記されている。²⁶

岩山統殊外嶮岨ニ而当時通路無御座候、売木伐出之節山士共入込、岩根谷間者さでと申を仕掛其外岩角切り崩シ拵候得者、通路茂総成申候

即ち、「さで」(棧手)の敷設や削岩で運材路を造ることによって、通路もない急峻な山から材木を運び下ろそうとしていた。また、立木を御用材に売り渡す際の売渡証文には、「右稼山之内ニ而小屋木・棧手木・修羅木其外入用之木品并堰用土砂等は又御勝手次第御伐取御遣ひ可被成候事²⁷」という類いの文言をしばしば見ることが出来る。これらの棧手や修羅とは、材木を滑走させるための運材装置(木を組んで造る)のことであり、これらの運材装置を用いることが御用材運材の一般的な方法であったことがわかる。

以上のように、御用材伐出の方法は大径材造材と運材装置を用いた運材という、どちらも熟練を要する技術を核にしていた。²⁸ それでは、このような御用材伐出を担える労働力が、当該地域に存在したのかについて考えてみたい。

御林地域に居住する百姓も材木生産を行っており、その工程は「深山江罷越小屋掛仕御免許之挽板小割物杯山取仕、女子童部者右稼出し候板杯同郡贄川村辺之筏場迄道法四里余之所せおい出²⁹」す、つまり山中で伐木・造材(山取)した挽板・小割物を、山中から筏場まで背負い出すと

いうものであった。右の挽板・小割物は、「一、木挽之儀者余程御座候得共、山取木挽ニ而御座候得者大割杯ハ不仕、殊ニ能細工ハ不能成候」とあることから、木挽による小径材造材であり、しかも木挽を行う者の加工技術も高いものではなかったことがわかる。また、次に掲げる享保一八（一七三三）年の百姓稼山争論の訴状の一節から、伐木・造材に使われた道具について知ることができる。

一、新大瀧村之内塩沢はま平瀧沢村者三組之者共入坪、大なめ沢と申山ニ而百姓六人稼仕候所ニ、中津川百姓大勢稼小屋へ押込、斧鉄前引并板飯米杯迄無体ニばひ取、以之外狼籍仕候、拙者共道具渡間敷と申候へ共、鉄砲打かけ或ハ木刀刃物を以数々ニ打ちやく仕候

右の文中には、「斧」・「鉄」・「前引」という道具がでてくるが、斧・鉄は伐木に、前引（鋸）は木挽に使用していたと理解してよいであろう。この木挽による造材は、斧を用いる御用材の「角取」とは異なる方法であった。

運材についてみると、享保一七（一七三二）年の一札には背負出について次のような記述がある。

殊ニ村方ニ而稼ニ仕候ハさわら梅樅斗之義ニ而、是とて茂背負出勝手宜敷所斗稼キ、山入難所之持出難成候所ニ中々難及候所木数立込御座候

右の文中の「背負出勝手宜敷所斗稼キ」という箇所は、背負出が次のような特徴を有していたことと関わっている。「稼山立木之中貫目重キ木品又者嶮岨難場ニ而背負出茂不相成者材木ニ売渡」、或いは「稼山之内嶮岨岩高ニ而挽板等仕出候而茂容易背負出不相成場所ハ立木売渡」とあるように、重量があるものや足場が悪い場所では、背負出は不可能であった。次の史料は、その不可能であった理由をよく示している。

此度前書之通、材木伐出跡残槻木外ニ拾本古大瀧村市郎兵衛江拾ヶ年季売渡、挽板小割物ニ仕出候得者、村方之者共木挽稼、又者男女共挽板小割物等背負出日々賃銭取之助成之儀ニ御座候、且右林木伐出跡残槻木之訳者、中津川山之儀当国無双之嶮岨難場ニ而、上州甘棠郡万場村兵馬与申者右山立木一円ニ買請候得共、嶮岨又者格別人夫相掛仕当ニ不引合、難場之分又者悪木之分拾置候を、此度老人持之挽板又者小割物ニ仕、道法八里余背負出候儀ニ而、格別人夫相懸仕当ニ者合兼候得共、持出方ニ付他国之人夫不相懸、村方男女相懸候得者所之潤ひニ相成困窮相凌候而已ニ御座候

これは、文化一一（一八一四）年に古大瀧村の市郎兵衛等が代官所に出した槻の挽板・小割物稼ぎ願書の一部である。市郎兵衛等は、村方助成の為に槻を「挽板小割物」にすることを計画したが、村の百姓が背負出せるようにするには、挽板・小割物を「老人持」の大きさにしなければならず、そうすることによって「持出方ニ付他国之人夫不相懸」と

述べている。背負出とは、人間一人が背負って運ぶことができる材木のみしか運ぶことができないという運材方法であり、熟練した日用が運材装置を用いて運材路を設けて行う御用材の運材方法とは明らかに異なっていた。

以上のことから、この地域では大径材を伐出できる労働力が広範に存在するとは考えにくく、それゆえ御用材伐出を請負う材木商人が、地元で労働力を調達することは、究めて困難であったと考えられる。

おわりに

甲州と武州の二つの山間地域からの御用材伐出の事例を検討した結果、材木商人は稼業組織を組織し、そこに杣・日用という林業労働力を組み込むという形態で御用材を伐出しており、その際材木商人は伐出地域の林業労働力の実情に即して労働力を編成していたということが明らかにになった。そして、材木商人が伐出地域の労働力の有する伐出技術の条件に応じて、「自由」に労働力を編成しえたのは、杣・日用が御用材Ⅱ大径材の伐出技術を有する「自立的」な労働力として、換言すれば職人として存在していたからであったと考えられる。それゆえ、材木商人は杣・日用を稼業組織に組み込むことさえできればよかったです。したがって、材木商人は特定の林業労働力を抱える必要はなかったといえよう。しかし、材木商人がどのような状況におかれても労働力を確保できたということは、何らかの形でそれらの労働力と恒常的に結びついていたこ

とを逆に想起させるし、まさにこの点が商人資本としての特徴を示しているのではないであろうか。そして、このことは稼業組織の内部構造と深く関わっていると思われるが、この考察は今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「材木生産における稼業組織と労働力編成―近世木曾林業を素材に―」（『秋田高専研究紀要』第二五号、一九九〇年二月）。
- (2) 天保三年六月一日「乍恐以書付御届ケ奉申上候」（天保二年「吉田家先祖吉田瀧治御用留」に収録）。右の御用留は、国有林下戻請求の際に作成されたもので、御用材伐出に関係する諸書類が収録されている。なお、当御用留を以下、「瀧治御用留」と称す。また、「瀧治御用留」は『大瀧村誌』資料編六（以下『村誌』六というごとく注記）に収録されている。
- (3) 天保二年一〇月二四日「乍恐以書付御届ケ奉申上候」（『瀧治御用留』、『村誌』六）。
- (4) 天保二年一月「差上申御請証文之事」（『瀧治御用留』、『村誌』六）。
- (5) 安政七年三月「御用材御伐出仕様帳」（『村誌』九）。
- (6) 天保四年一〇月三日「乍恐以書付奉願上候」（『瀧治御用留』、『村誌』六）。
- (7) 天保五年三月九日「乍恐以書付奉願上候」（『瀧治御用留』、『村誌』六）。

誌』六。

(8) 天保四年一月八日「乍恐以書付奉願上候」(「瀧治御用留」、
『村誌』六)。

(9) 日雇は、日用とも記し、運材を担当する労務者のことである。

(10) 「瀧治御用留」(『村誌』六)。

(11) 天保四年一〇月二日「乍恐以書付奉願上候」(「瀧治御用留」、
『村誌』六)。

(12) 『早川町誌』九八〇〜九八一頁。

(13) 『早川町誌』九八三〜九八四頁。

(14) 貝塚和実「秩父山地における幕府の山林支配と生業―近世村落
共同体の再検討(1)―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第二
三号、一九八九年三月)。貝塚氏は論文の中で、筆者の未発表論
文「近世の材木生産における林政・技術・労働力編成」について
言及されている。本稿における大瀧・中津川御林地域の林業労働
力の性格についての分析は、右の未発表論文の関係箇所を手直し
して掲載したものであるため、貝塚氏の分析と重複している箇所
もあることを、あらかじめ、断わっておく。なお、この地域の林
野利用の実態や性格等については、貝塚論文を参照されたい。

(15) 嘉永三年八月「取極申済口一札之事」(中津川村幸島家文書)。

(16) 寛政三年四月「乍恐以書付奉願上候」(『村誌』一)。

(17) 文久二年八月「為取替申議定書之事」(『村誌』五)。

(18) 安政七年正月「売渡申立木証文之事」(『村誌』五)。

(19) 安永七年七月「日雇請状之事」(『村誌』一)。

(20) 安永九年五月四日「乍恐以書付奉願上候」(『村誌』一)。

(21) 天保一五年一月「乍恐以書付奉願上候」(『村誌』一)。

(22) 天保一五年一月「乍恐以書付奉願上候」(『村誌』一)。

(23) 文化一一年「武州秩父郡古大瀧村鑑明細差出帳」(『村誌』一)。

(24) 弘化三年「元禄年中より御手山伐出し御林日記」(『村誌』四)。

(25) 例えば、安政七年三月「御用材御伐出し御請負寸間御代永積出
上帳」(『村誌』九)をみると、御用材(角材)の規格は長さは二
〜三間、巾は三寸〜一尺五寸である。

(26) 宝暦一一年一月「指上ケ申一札之事」(中津川村幸島家文書)。

(27) 安政七年正月「売渡申立木証文之事」(『村誌』五)。

(28) 拙稿「近世木曾林業における採運技術の構成」(『林業経済』四
八四号、一九八九年二月)。

(29) 天明八年「武蔵国秩父郡古大瀧村明細村鑑指上帳」(『村誌』
四)。

(30) 享保一十九年六月「武州秩父郡古大瀧村高反別郷差出帳」(古大瀧
村山中家文書)。

(31) 享保一八年三月「乍恐以書付御訴訟申上候」(中津川村幸島家文
書)。

(32) 享保一七年九月「差上ケ申一札之事」(中津川村幸島家文書)。

(33) 文化一一年「武州秩父郡古大瀧村鑑明細差出帳」(『村誌』一)。

(34) 寛政七年「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(『村誌』一)。

(35) 文化二年二月「乍恐以書附奉申上候」(『村誌』四)。

(36) 「老人持」の大きさについては、文化二年六月一日「差上申一札之事」(『村誌』五)に、「老人持者小割物長式尺五寸、老丈五寸迄、巾五寸、三尺五寸迄、厚四歩、七寸迄」とある。